



国民健康保険課 からのお知らせ

お問い合わせ
☎973-3202

平成24年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。

平成24年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬にお送りします。

最寄りの金融機関やコンビニ、うるま市役所国民健康保険課窓口で納めてください。

※1 月末が土日祝祭日の場合は金融機関等の翌営業日が納期限となるため月に2度納期限が設定される月があります。

※2 口座振替の場合は平成24年12月25日が第6期の振替日です。

平成24年度 国民健康保険税の納期限	
1期	平成24年 7月31日
2期	平成24年 8月31日
3期	平成24年 10月1日 ※1
4期	平成24年 10月31日
5期	平成24年 11月30日
6期	平成25年 1月4日 ※1 ※2
7期	平成25年 1月31日
8期	平成25年 2月28日

当初納付書が変わります。

これまで一冊につづられていた当初納付書は、平成24年度から納税通知書部分と1枚ずつの納付書に分けられます。紛失しないようご注意ください。また、納付書にはバーコードが印字されます。

国民健康保険税の納付は

口座振替がおすすめです。

口座振替にすると納め忘れの心配がありません。また、一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継続されます。

【手続き方法】預金通帳、通帳届出印、国民健康保険税の納付書を持参し国民健康保険課窓口、または金融機関窓口で手続きをしてください。

平成24年度から国民健康保険税がコンビニでも納付できるようになりました。

利用できるコンビニ

ファミリーマート、ローソン、コストア、セブンイレブンなど(納付書に記載)

【コンビニで納付できない場合】

- ・納期限を過ぎた場合
- ・金額が訂正されている場合
- ・バーコードの印字がない場合
- ・バーコードが読みとれない場合
- ・1枚あたりの金額が30万円を超えた場合

※再発行納付書や督促状も取り扱えませんのでご注意ください。

どうしても納付が困難なときは…

そのままにせずお早めに国民健康保険課窓口までご相談ください。分割納付のご相談や申請によって受けられる減免制度等があります。

【申請により受けられる制度】

- ①減免制度 失業や営業不振、病気や災害等により著しく所得が減少した場合、所得割が減免される制度があります。該当すると思われる方は2月末日までに申請してください。
- ②非発給の失業者にかかる軽減措置 会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給していない方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給者証をご持参の上、申請してください。

所得の申告について

国民健康保険税では申告等に基づき所得の判定を行っています。申告等がない場合適切な課税がされないばかりでなく、軽減・減免等を受けることができません。また高額療養費支給の際、上位所得者(所得の多い世帯)とみなされるため、払い戻しが受けられないことがあります。申告がまだお済みでない方はお早めに市民税課等でお手続きください。

外国人住民の国民健康保険加入要件が変更されます。

住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日以降の外国人住民の国民健康保険への加入要件が次のとおり、変更されます。

現在の加入要件

うるま市に住所のある方で在留期間が1年以上の方、または1年未満であっても在留資格に応じた資料により日本国内に1年以上滞在すると認められる方

変更後の加入要件

うるま市に住所のある方で決定された在留期間が3か月以上の方、または3か月未満であっても、興行、技能実習、家族滞在又は特定活動の在留資格をもっている方で客観的資料等により日本国内に3か月以上滞在すると認められる方

※前記の加入要件にあてはまっても次の場合は、国民健康保険へ加入することができません。

- ・職場の健康保険に加入している方
- ・被保険者の除外要件にあてはまる方
- ・在留資格が「外交」の方
- ・在留資格がない方
- ・在留資格が「特定活動」の方で、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活の世話を目的とする活動を目的として入国・在留している方